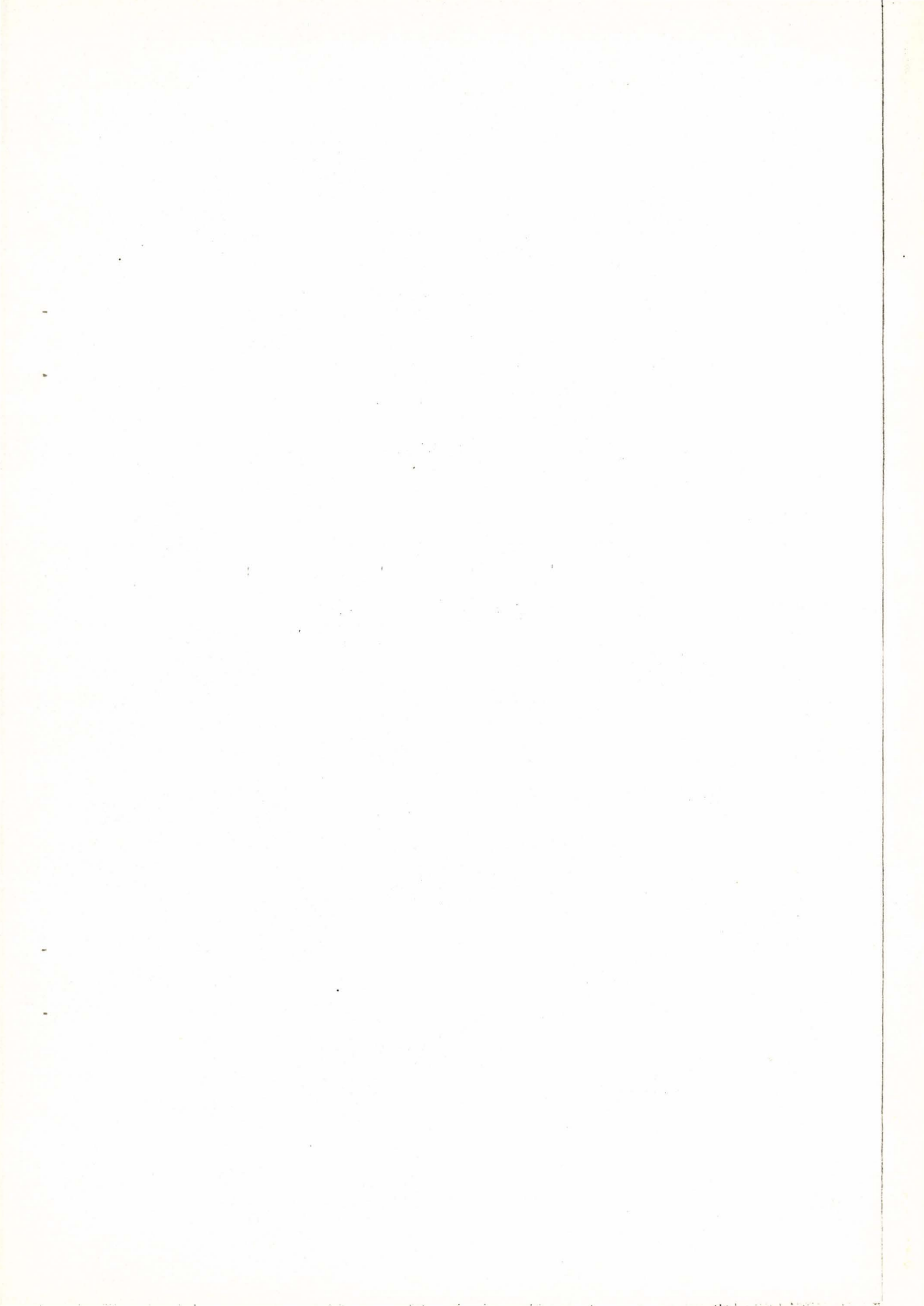


80年代、自由貿易体制を堅持して
いくために日本は何をなすべきか

— 国際経済社会における日本のあり方への提言 —

昭和 56 年 1 月

社団法人 関西経済同友会
国際社会経済委員会



1. われわれの問題意識

石油危機、中近東動乱をはじめとする最近の国際政治、経済情勢の激動のもとで、先進国、発展途上国においては、インフレ、成長率の鈍化、失業、外貨不足、政情不安等の困難に悩んでいる国が多く、世界経済、貿易の順調な発展の障害となる要素が山積している。

この間において、わが国は、内外の困難な要因を自ら克服しつつ、比較的順調な成長を遂げ、今や、いわゆる「経済大国」としての地位を確保しつつある。そして、このところ、それを裏づけるかの如く、わが国からの輸出もかなり大きな伸長を示しつつある。

このような状況に対応して、欧米ならびに、その他の諸国においては、主として国内的な圧力等から、わが国輸出に対する保護貿易的な動きも強まり、いわゆる「通商摩擦」も激化の様相を呈してきている。これをこのまま放置するならば、自由貿易体制の基調そのものが変容しかねない状況である。

このような状況のもとで、世界の自由貿易体制をあくまでも堅持していくことが、わが国のみならず、国際経済交流の促進と世界

経済の安定的拡大に最も寄与するものであるとの認識のもとに、わが国は、その国際的地位を十分に自覚して、確固たる基本理念をうちたて、積極的な対外経済政策の実践に努力していかねばならない。

2. われわれの提言

1) わが国は、

① 「自由と協調」を対外経済政策の基本理念とし、

② むしろ「国際協調優先主義」に徹しつつ、

③ 「対外問題への能動的な対応」を行なっていかなばなら
ない。

もちろん、国内的な調和と発展を政策の大きな柱とすべきこと
とはいうまでもないが、今後、80年代から90年代にかけて
のわが国の国際的立場を考えるならば、好むと好まざるとにか
かわらず、経済運営の基本を「国際協調優先主義」に移行させ
ていく以外にわが国の存立の道はないとすらいえるであろう。

2) 具体的政策としては、

① わが国市場の一層の開放化に努力する。そのため、いわゆる「非関税障壁」の緩和と撤廃等に積極的に取り組む、

② 秩序ある輸出に努める一方、完成品輸入の増大と投資、経済交流の積極化によって、国際分業をさらに促進する、

③ そのため、独自技術の開発ならびに、産業構造の高度化を一層すみやかに推進する必要がある。

3) このような三つの政策の推進は、国際間の相互依存関係をさらに緊密化することによって、経済の安全保障確保の目的にも貢献するものである。したがって、「経済安全保障」という名目のもとに、軽々にこれら国際化政策の推進を抑制すべきではなく、緊急時における安全保障のためには、むしろ、食糧、重要原材料などの備蓄をすすめるなどの方法も、検討すべきである。

4) もちろん、「平和」の確保は、世界の経済発展の大前提であり、わが国としては、世界平和の永続に貢献するためにも、卒先して、世界の自由貿易体制の堅持のために努力していかなければならない。

なぜなら、「商品が国境を越えなくなると、今度は兵隊が国境を越える」からである。

＜当委員会の活動方針＞

当委員会は、関西経済同友会の55年度事業計画に盛られた重点研究課題の一つである「自由貿易体制の維持と国際協調の推進」をうけて、「80年代、自由貿易体制を堅持していくために日本は何をなすべきか？—国際経済社会における日本のあり方への提言—」を基本テーマとして研究に取り組んできた。

幸い、54年度の当委員会（山田委員長）では、貿易摩擦の原因とその解消策についての研究がなされていたので、その成果を十分尊重し、かつまた自由貿易体制維持のためには、不可欠な要素であるエネルギーのボトルネックの解決策については、安全保障委員会で、昨年すでに研究がなされていたので、当委員会では、検討課題を次のように設定した。

- 〔1〕 自由貿易体制を標榜しつつ国際協調を推進していくために、
わが国はいかなる基本理念をもつべきか？
- 〔2〕 わが国市場をさらに開放していくためには、どうすべきか？
- 〔3〕 わが国の国際分業体制をいかに実現していくか？
- 〔4〕 市場開放、国際分業の推進にともなう産業構造の高度化をど

のように進めるか？

以上のような基本テーマと検討課題にそって、当委員会は次のように 6 回の研究会と 3 回の常任委員会を開催した。

国際社会経済委員会活動状況

	テ　　ー　　マ	講　　師
昭和55年 6月26日	「裸の西ドイツ経済 — 日本への教訓 —」 ＜常任委員会＞ 活動方針について 懇談	サンケイ新聞社編集委員 馬 淵 良 俊 氏
7月22日	「我国の市場開放問題と西独の教訓」	学習院大学教授 島 野 卓 爾 氏
9月9日	「国際経済と産業政策」 ＜常任委員会＞ わが国の市場開放 の実態について懇談	通商産業省産業政策局長 宮 本 四 郎 氏
9月17日	「通商摩擦と農産物の自由化問題」	農林水産省大臣官房企画 室長 鴻 巣 健 治 氏
10月9日	「東南アジア諸国との国際分業体制 と追い上げ問題」	神戸大学教授 村 上 敦 氏
11月4日	「農産物の自由化問題 — 国際協調と国内農業の発展の 両立を目指して —」	東京都立大学教授 速 水 佑次郎 氏
12月24日	＜常任委員会＞ 提言書(案)の検討	
昭和56年 1月14日	第9回幹事会に本報告書提出	

＜提言テーマ設定の背景＞

わが国は、第二次石油危機を、主要先進国の中では比較的うまく乗り切ってきた。しかし、その国際競争力の強さを裏づけるかのよう
に、今年度は、わが国輸出が増勢に転じている。その結果、欧米諸国からは、再び、自動車、カラーテレビなどに象徴される貿易摩擦の火の手があがっている。そして、先進国においては、輸出拡大のために、わが国に市場開放努力を要請しながら、一方で、自国市場については国内的な圧力から、輸入を抑制しようとする保護貿易的な動きが強まっている。

また、中進国、発展途上国においては、自国の経済発展のために、わが国に対して経済協力の一層の促進を要請すると同時に、わが国の輸入拡大への努力もあわせて要求してきている。

このような海外諸国からの要請に対して、わが国は、これまで、相手国からみれば、消極的ともとれるような対応をしてきた。

以上のように、昨今の国際経済情勢は、自由貿易体制の危機ともいえるほどに緊迫している。

このような状況に鑑み、当委員会は、自由貿易体制を堅持していくことが、わが国のみならず、国際経済交流の促進と世界経済の安定的拡大に最も寄与するものであるとの認識のもとに、今後わが国が、対外経済政策の実施にあたって、いかなる基本理念をもち、いったい何をなすべきなのか、といった問題を提起し、80年代におけるわが国の進むべき基本的な方向について提言することとした。

〔1〕 自由貿易体制を標榜しつつ国際協調を推進していくために、わが国はいかなる基本理念をもつべきか？

＜自由貿易促進のための基本理念＞

(1) 「自由と協調」を基本理念とする

80年代は、エネルギーや資源などの制約が恒常的な問題となり、資源に乏しいわが国では、特にその影響が深刻となることが予想される。したがって、わが国としては、国際協調の積極的推進によって自国の発展と安全を確保しなければならない。

特に、国際的な相互依存関係がますます深まる80年代においては、保護主義的な傾向は、世界の経済発展を停滞させることにつながるので、貿易立国を標榜してきている、わが国は、いわば世界の公共財ともいえる自由貿易体制をあくまでも堅持しつつ、貿易、投資、経済協力、通貨、経済運営など多様な分野で、国際協調と国際的貢献を果さなければならない。

そして、わが国は、「自由と協調」という対外経済政策の基本理念の実践に、自ら努力するとともに、各国にも積極的に働きかけることによって、世界経済秩序としての「自由と協調」の確立に貢献していくべきである。

(2) 長期展望に立って「国際協調優先主義」に徹する

これまでのわが国の経済運営は、どちらかといえば、国内的な調和に重点がおかれていたきらいがある。その結果として、昨今の対外経済摩擦が起ったともいえる。したがって、当面の経済運営では、国内経済と国際経済の調和への配慮が必要であるが、80年代から90年代にかけてのわが国の国際的立場を考えるならば、経済運営の基本を「国際協調優先主義」に移行させていく以外に、わが国の存立の道はないといえよう。

(3) 「対外問題への能動的な対応」

現在、わが国は世界経済の1割を占める「経済大国」に成長し、その行動が国際社会に大きな影響を与えるようになっていく。と同時に、国際問題に対するわが国の積極的な対応が他国からも要請される段階に至っている。

これまで、わが国においては、貿易摩擦や経済協力など他国からの要請に対しては、ややもすれば、受身の傾向にあったことはいなめない。今後は、わが国の国際社会における責務を十分認識し、相手から要求される前に対策を講じる、といった「対外問題への能動的な対応」が是非とも必要である。

＜自由貿易促進のための具体的課題＞

以上、(1)、(2)、(3)の基本理念の実践にあたって、わが国が今後
卒先して対応しなければならない課題は、以下の通りである。

- ① わが国市場の一層の開放
- ② 秩序ある輸出と国際分業の推進
- ③ 産業構造の一層の高度化

〔2〕 わが国市場をさらに開放していくためにはどうすべきか？

＜市場開放についての基本的姿勢＞

わが国は、「貿易立国」の立場から、これまで、自由貿易を積極的に推進する姿勢をとり、関税率の引下げ、残存輸入制限の縮小など多くの貿易障壁の思い切った軽減・撤廃によって、国内市場の開放をはかってきた。

しかし、それにもかかわらず、「日本は外国製品に対してきわめて閉鎖的な市場であり、官民一体となって外国製品を締め出している」という不満が、米国、E C諸国などで依然根強く残っている。しかも、こうした不満がわが国の輸出急増への非難、さらには「相互主義」という名目での対日輸入制限へとエスカレートしつつある。

こうした状況の中にあって、わが国が自由貿易の原則を国際的に強く訴えていくためには、自ら経済大国としてふさわしい「秩序ある輸出」を促進する一方、農産物についての残存輸入制限、政府調達における事実上の外国からの調達の困難性といった非関税措置の撤廃に自主的に取り組むことにより、国内市場の開放を一層推進していくことが要請される。

＜市場開放についての具体的提案＞

(1) 農産物輸入自由化の促進

わが国は、農業政策の一環として、一部の農産物については、政府直輸入、残存輸入制限といった非関税措置によって輸入調整を行なっている。

もっとも、農産物の輸入制限措置はわが国だけでなく、米国、E C 諸国にも存在する。（巻末別添資料参照）

しかしながら、高度工業化を実現し、「工業立国」を一層明確にしたわが国としては、国際分業によるメリットを享受するためにも、農産物の輸入自由化をさらに推進する必要がある。とりわけ、牛肉、オレンジなどの品目については、わが国市場の閉鎖性の象徴として外国から非難されているだけに、自由貿易の立場からはもちろん、消費者の利益の上からも、早急に国民的合意を得て、さらに事態の改善をはかる必要があろう。

なお、こうした農産物輸入の一層の自由化については、国民の食糧確保の見地から望ましくないとする議論もあるが、わが国が諸外国との相互依存の中で生きてゆかねばならない以上、食糧も石油などのエネルギー資源とともに、輸入の長期安定確保、さらには備蓄といった総合的な安全保障の枠ぐみの中で検討すべきものとする。

(2) 政府調達市場の開放

わが国は、昭和47年9月に政府、政府関係機関における国産品優先買付け制を廃止し、制度上は内外無差別の原則を確立している。しかしながら、わが国の政府調達は、随意契約による一方的な発注が多く、調達情報も十分公開しないまま、行政上の裁量で慣行的に行なわれている面がある。それだけに、わが国の政府調達市場はきわめて閉鎖的という印象を外国企業に与えている。

わが国としては、東京ラウンドで政府調達コードに合意した以上、その趣旨に沿って、調達手続きを一層オープンにし、外国企業の新規参入を容易にするよう努力する必要がある。

(3) 製品輸入の拡大

わが国は、資源に恵まれず、加工貿易の形態をとらざるを得ないことから、原燃料輸入のウエイトが高く、製品輸入は低水準にとどまっている。

しかしながら、製品輸入の拡大は先進工業国のみならず、中進国、発展途上国からも強く要請されている事柄である。それだけに、わが国としては国際協調の観点から市場開放措置を一層推進するとともに、製品輸入拡大のための努力を更に積極的

に行なう必要がある。

また、このようなわが国の努力と並んで、輸出国側においても、わが国市場の制度や慣行についての認識を高めるとともに、マーケティング活動を積極的に行なうなど主体的な市場開拓努力が必要である。

〔3〕 わが国の国際分業体制をいかに実現していくか？

＜国際分業についての基本的姿勢＞

従来、わが国の輸出ビヘイビアには、輸出相手国から批判されるべき点があったことは否定できない。

また、原燃料を輸入して、工業製品を輸出するというわが国の「垂直分業型」貿易構造も貿易摩擦激化の原因となっている。特に、工業製品を輸出することによって外貨を獲得し、自国の経済発展を図ろうとしている発展途上国や中進国からは、わが国の垂直分業に対する不満は強い。

このような不満を解消するためには、わが国は、国際的な水平分業体制の実現に格段の努力をする必要がある。

また、輸出に際しては、国際協調重視の立場から、秩序ある輸出を心がけ、相手国の産業や社会を混乱させないことが肝要である。

＜国際分業についての具体的提案＞

さて、わが国として国際分業体制をいかに定着させるべきか、

その進むべき道を検討してみたい。

(1) 完成品の水平貿易の推進

日本経済は、何でも生産できる全分野工業化（full-range industrialization）型の経済である為、製品貿易の面では、ほとんどあらゆる製品を輸出しながら、輸入する製品は、きわめて限定されているという傾向が強いが、これでは、one-way trade と非難されるだけで、いずれこれら相手国から、対日輸入規制等の保護主義的措置によって、締め出される危険性が大である。

わが国からは、各種買付けミッションが既に多方面に派遣されている。一方海外諸国は、対日売り込みの為の商品開発、セールス努力を十分に行なわない等の指摘もあるが、海外直接投資等により、製品を日本向けに生産することも指導できることであり、今後とも、双方において打開策の継続的研究が必要である。

こういった努力の結果、完成品輸入が増大し、貿易収支の不均衡が少しでも改善されれば、貿易摩擦の解消にも一役買えるものと思う。

(2) 経済交流の積極化

中進国に対して、その対日追い上げをあげて脅威論を説くむ

きもあるが、まず、これら諸国を含め発展途上国の経済発展は、わが国近隣市場の将来の発展を約束するものであり、世界の経済発展の方向として、わが国は前向きにこれを受け入れるべきである。

すなわち、わが国産業の一段の高度化により、これらの地域は将来わが国からの高技術商品の市場となりうるのみならず、既に競合しつつある分野においてもわが国からの中枢部品、中間財、原材料の調達及び技術導入などにより、これらの地域の発展は、直接的、間接的にわが国経済の発展に寄与するものと思われる。

同時にまた、わが国における最終需要の増加により、近隣諸国からの原材料、中間財、完成品等の輸入も増加し、これらの国々との経済交流が一層促進されるはずである。

さらに経済交流が海外直接投資を媒介として行なわれる場合には、これら相手国における雇用の創出と外貨獲得に貢献すると同時に、わが国と相手国との好ましい産業提携によって、わが国の国際分業がさらに促進されていくものと思う。

〔4〕 市場開放、国際分業の推進にともなう産業構造の高度化をどのように進めるか？

＜産業構造高度化についての基本的姿勢＞

本来、自由主義経済の下では、産業構造の高度化は、国内的にも国際的にも、市場メカニズムを通じて、必然的に行なわれていくものである。産業の高度化を推進する主体は、政府ではなくて経済動機で行動する民間の個々の企業である。したがって、この問題は各産業において独立の意思決定を行なう個々の企業が、将来を予想して主体的に対応する問題である。政府はそれに対し側面から政策的誘導やチェックを行なって、産業の高度化が円滑に行なわれるよう補完することが役割となる。

すなわち、「８０年代通商産業政策ビジョン」のように、長期的な産業構造のビジョンを示し、経済界の進むべき方向をサジェストするという、いわゆる Indicative Planning Policy と呼ばれる手法を用いることが望ましい。

しかし、このような民間の自助努力と政府の適切な誘導にもかかわらず、国際的にみて比較劣位になる産業が出現することは避けがたい。こういった産業を、保護するために、経済的な安全保障や失業の防止などの名目で、外国製品の輸入を制限するといっ

た消極的な調整策を、いつまでも、採るべきではない。

このような消極的な調整策は、二つの面において、かえって大きな障害をもたらす。第一はその国自体にとって、大きな財政負担と非効率部門の温存による成長の阻害が起ることであり、第二は、国際的に保護主義の蔓延を許し自由貿易の発展に対する大きな障害となることである。

したがって、自由貿易の一層の発展をめざすわが国としては、「可能な限り市場メカニズムに依存しつつ構造調整を促進しよう」としているOECDの「P.A.P.原則」(Positive Adjustment Policy)をなんとしても堅持していかなければならない。

以上のような原則のもとで、産業構造の高度化及び産業調整が円滑に実施されるためには、何よりも適正な経済成長が持続され、新規開拓分野の需要が順調に拡大して「パイ」全体が大きくななければならない。この意味において、わが国が他の先進国に比べて、高めの成長が維持できているこの時期にこそ、産業構造の転換をすみやかに推進していかなければならない。

<産業構造高度化についての具体的提案>

(1) 技術開発の促進

産業構造の高度化を促進するカギは、いうまでもなく技術開

発の成否である。現下のエネルギー情勢に対応するための省エネルギー技術の開発及び新エネルギーの開発、あるいは、国際競争力強化のための生産の合理化、製品の高付加価値化及び新規製品の開発等に必要な技術開発には、企業も積極的に取り組んでおり、かなりの成果をあげている。

しかし、これからの新産業の種となるような先端技術の開発は、長期間を要し、かつ、リスクの大きなビッグプロジェクトが多い。かといって、これまでのように欧米諸国にそれを依存するわけにもいかなくなっている。

したがって、わが国企業としては、独自にこのような次代を支える先端技術の開発にこれまで以上に資金と人材を投入しなければならないが、政府としても、産業構造高度化のキメ手として、企業の技術開発を支援するとともに、自らが、ビッグプロジェクトを設定して、今以上に積極的にこれを推進していくことが必要である。

(2) 産業調整促進のためのコスト負担

市場メカニズムに依存した構造調整の結果、比較劣位になった産業が高付加価値志向、あるいは他業種への転換を図る場合、

企業の自助努力を前提として、一定期間に限り、必要資金についての政策的配慮、労働者の新規産業への適応のための教育訓練等、政府の援助が必要であろう。これは産業調整促進のためのコストと考えるべきである。

〔5〕 結 び

すでに述べてきたように、世界経済の安定的拡大に寄与するためには、わが国は、①「自由と協調」②「国際協調優先主義」③「対外問題への能動的な対応」の三点を対外経済政策の基本理念として、政策面では、自由貿易体制の維持や適切な国際分業の推進、さらには経済協力の充実などに真剣に取り組まなければならない。そのためには、国際的な協議と理解の場をこれまで以上に広げなければならない。

即ち、資源エネルギーの有限性が、経済的制約要因になった今日、自由競争原理だけにゆだねれば、有限物資の無秩序な獲得競争になりかねない。ここに自由経済の限界があり、何らかの管理的性格を持った秩序づけが必要になっている。

また、わが国の急速な輸出増加も、経済効率からいえば正当化されるとしても、相手国からは協調を欠くという非難を受けやすい。したがって、自由貿易体制を変質せしめないためにも、輸出のあまりにも急激な増加を抑制するための何らかの管理、調整機能が必要である。

最後に、経済の安全保障確保という見地から、市場開放の促進など、国際化政策の推進を抑制する動きもあるが、国際的な相互

依存関係がますます高まっている今日、一国のみの経済安全保障に期待しすぎることは、非効率だといえる。相互依存そのものが、むしろ経済の安全保障になっていると考えるべきである。さらにまた、緊急時については、むしろ食糧、重要原材料、素材の備蓄をすすめるなどの方法もあわせ検討すべきであり、経済の安全保障のために、軽々にこれら国際化政策の推進を抑制すべきではない。

もちろん、「平和」の確保は世界の経済発展の大前提であり、わが国としては、世界平和の永続に貢献するためにも、卒先して世界の自由貿易体制の堅持のために努力するとともに、国際分業を積極的に推進していかねばならない。

なぜなら、フランスの経済学者、バスチアのいわゆる「商品が国境を越えなくなると、今度は兵隊が国境を越える」からである。

以 上

1. 関 税

主要国の平均関税率（鉱工業品）

（ 1972 年 1 月現在 ）

国 名	総 平 均	原 材 料	半 製 品	製 品
日 本	5.3 %	4.2 %	4.8 %	8.5 %
ア メ リ カ	6.8	2.5	5.6	8.8
旧 E C 6 国 平 均	4.5	0.4	4.8	8.2
イ ギ リ ス	6.2	0.2	6.9	8.6
先 進 国 平 均 （ 17 国 ）	5.9	1.6	5.6	8.4

- 註 ① 関税一括引き下げ交渉「ケネディ・ラウンド」実施最終時点（'72年1月）における関税率。
- ② 日本の関税率は'72年11月の一律20%引下げ後の関税率である。
- ③ '79年4月に妥結し、'80～'88年にかけて実施される「東京ラウンド」による関税一括引き下げの結果では、日本の平均税率は3%前後となり、アメリカの4%強、ECの5%弱より低くなる見込み。

2. わが国の主な非関税障壁（輸入面）

項 目	内 容	わが国政府の対応
1) 残存輸入制限及び輸入割当制	農産物を中心に27品目について、輸入割当制を実施している。 （詳細次頁）	輸入枠を拡大する方向。
2) 内国消費税率	乗用車の場合、普通車より大型車の方が 物品税（ $\frac{2}{2}$ 未満15% $\frac{2}{2}$ 以上30%→20%）、自動車税（ $\frac{1.5}{3}$ ℓ～2ℓ 34,500円 $\frac{2}{2}$ ℓ～6ℓ 77,000円） が高い。 ウィスキーも高級ウィスキーの方が酒税が高い。 〔3千円クラス（CIF+輸入税）×1.5、1万円クラス（CIF+輸入税）×2.2〕	奢侈品に対する差別であって、輸入品に対するものではないとの見解。
3) 政府調達物資のバイ・ジャパニーズ	法律的には何ら差別はないが、電々公社に代表されるように運用上では、国内メーカーとの共同開発が通例となっている。	段階的に開放の方向である。
4) 工業規格、安全基準	輸入品のJIS規格取得、及び安全基準審査の簡素化等を要求している。	JIS規格取得の道は開かれたが、安全審査等については変更不可。
5) 食品衛生法の適用緩和	食品添加物規制（例えばクロロ等）、内容表示義務（化学甘味料使用表示等）が強すぎるとの指摘がある。	国際的な標準化の方向で検討している。
6) 外国企業の支店活動に対する制限	在日外国銀行の店舗数規制、及び債券、CDによる資金調達禁止等の制限。	金融の自由化問題であり、貿易上のNTBではないとの見解。

3. 残存輸入制限品目

(1979 年 1 月 1 日現在)

国 名	合 計	農 水 産 物	鉱・工業品	主 な 品 目	
日 本	2 7	2 2	5		
ア メ リ カ	7	1	6	精製糖	英文書籍、新聞・雑誌、幼児用絵本
西 ド イ ツ	1 4	3	1 1	じゃがいも、野菜の一部	毛織物、人造繊維、衣類の一部、陶磁器
イ ギ リ ス	3	1	2	バナナ	黄麻織物、包装用袋
フ ラ ン ス	4 6	1 9	2 7	果物、野菜の一部	毛織物、人造繊維、陶磁器、ラジオ、テレビ、玩具

(貿易年鑑 '79)

我が国の残存輸入制限品目 (1979 年 1 月 1 日現在)

税 番	品 名
1 02.01	牛肉 (生鮮、冷凍)
2 03.01	} にしん、たら、ぶり、さんま等 (生鮮、冷凍、塩蔵等)
3 03.02	
4 03.03	帆立貝、貝柱、いか (生鮮、冷凍、塩蔵、くん製)
5 04.01	ミルク、クリーム (生鮮)
6 04.02	濃縮乳、練乳 (無糖) 等 (国家貿易品目以外のもの)
7 04.04	プロセスチーズ等
8 07.05	雑豆 (あずき、そら豆等)
9 08.02	} オレンジ、タンジェリン (生鮮等)
10 08.11	
11 11.01	} 小麦粉、米粉等
12 11.02	
13 11.08	でん粉、イヌリン
14 12.01	落花生 (採油用以外)
15 12.08	食用海草、こんにゃくいも
16 16.02	牛肉、豚肉の調製品
17 17.02	ぶどう糖、砂糖水等
18 20.05	フルーツピューレー、フルーツペースト
19 20.06	パイナップル缶詰等
20 20.07	果汁、トマトジュース
21 21.04	トマトケチャップ等
22 21.07	アイスクリームミックス、のりのつくだに等
23 27.01	石炭 (強粘結炭以外)
24 41.02	牛革、馬革
25 41.03	} 染色、模様付け等の羊革、やぎ革
26 41.04	
27 64.02	革製はき物

☆ 残存輸入制限品目のなかでは、オレンジ、牛肉等が輸入枠拡大をめぐって、アメリカとの間で問題となった。

☆ 農水産物については、アメリカ、EC諸国とも輸入課徴金制度など、何らかの方法で輸入を制限しているが、わが国のように輸入割当制を多品目にわたって実施している国は少ない。

日・米・西独の電気機器規格審査比較

		日 本		米 国			西 独			
規 格 名		電 取	J I S	U L	F C C	H E W	V D E	F T Z	R P M	P T B
対 象 品 目		家庭用電子・電 化機器、事務機 等	家庭用電子・電 化機器、事務機 等	家庭用電子・電 化機器、事務機 等	テレビ、ラジオ、 V T R、電子レ ンジ等	テレビ、テレビ カメラ、電子レ ンジ等	家庭用電子・電 化機器、事務機 等	テレビ、ラジオ、 V T R、電子レ ンジ等	家庭用電化機器、 事務機等	テレビ
規格内容	(感電・火災・障害) 安全	○	○	○			○			
	(電波障害) 無線障害	○	○		○			○	○	
	放 射 線	○				○				○
法 規 制	強 制	○			○	○	○ ※ 4	○	○	○
	非 強 制		○	○						
マ ー ク ・ 表 示		甲種  乙種 	 ※ 2	 ※ 2	証明ラベル	証明ラベル		FTZ 		承認書の写し添 付
承 認 取 得 期 間		2 ～ 3 カ月	2 ～ 3 カ月	3 ～ 4 カ月	2 ～ 3 カ月	2 ～ 3 カ月	5 ～ 6 カ月	3 ～ 4 カ月	3 ～ 4 カ月	3 ～ 4 カ月
承 認 試 験 場 所		日 本	日 本	米 国	米 国	米 国	西 独	西 独	西 独	西 独
工場検査・市場チェック		④ ※ 1	④	④ 工場検査代行 JMI,スタンダ ード試験(有)	④	④	④ 工場検査代行 JMI, JET	④ 市場チェックの み④	④ 工場検査代行 JMI, JET	④
検 査 手 続		製造業者 又は 輸入業者	製造業者 ※ 3	製造業者 又は 輸入業者	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
(注)		※ 1. 輸入品については輸入業者の倉庫での立入検査あり ※ 2. マーク貼付の場合は、規格適合要 ※ 3. 海外製造業者の承認について、法改正手続き中 (4 / 23 国会承認済) ※ 4. 規格適合は強制、マークは非強制 JMI：財機械電子検査検定協会 JET：財日本電気用品試験所								
電 取：電気用品取締法 JIS：日本工業規格 U L：Underwriters Laboratories Inc. (U L 試験所) FCC：Federal Communications Commission (連邦通信委員会) HEW：Department of Health, Education and Welfare (保健教育福祉省) VDE：Verband Deutscher Electrotechniker (ドイツ電気技術者協会) FTZ：Fernmeldetechnisches Zentralamt (電波監理局) RPM：Radio Protection Mark (無線障害防護マーク) PTB：Physikalisch-Technische Bundesanstalt (物理技術試験所)										

